雷私書役

一、服役名簿ヲ整理シ、服役者ヲシテ毎日ノ出役ヲ記入セシムルコト。

一、倉庫内ノ清掃ヲ励行スルコト。

一、事務用金銭ニ関スル帳簿ノ記入ハ厳正ニシテ遅滞ナキヲ期スルコト。

一、郵便物ノ発送ニ関シテハ、別ニ定ムル取扱規則ニ依リ処理スルコト。

一、各種ノ統計表ハ、毎月末ニ調製シテ報告スルコト。

一、前各項ノ外、雷私書役ニ関スル事務ニ従事スルコト。

財團

一、今次ノ戦争ノ為ニ、多数ノ戦没者ヲ出シ、残ル遺族ノ生活ハ、極メテ困難ナル状態ニアリ。

一、我ガ財團ハ、此等遺族ノ救護ヲ目的トシテ、左ノ事業ヲ行フ。

一、戦没者ノ遺族ニシテ、生活ニ困窮スル者ニ対シ、生活資金ヲ貸与スルコト。

一、戦没者ノ遺児ニシテ、学資ニ乏シキ者ニ対シ、奨学金ヲ給与スルコト。

一、九月末日ヲ以テ、事業開始後一箇年ヲ経過シタル時ニ於テ、其ノ成績ヲ考慮シ、今回ノ醵金ヲ増額スルヤ否ヤヲ決定スルコト。